

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

○児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している受給資格者に支給される制度です。

■手当額 受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者（祖父母等）の所得等により決定します。

■支給月 4・8・12月に、前月までの4カ月分を支給します。

※現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日(水)までに現況届を提出してください。

○特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。

※現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月12日(月)までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しいことは、福祉課へお尋ねください。

■問い合わせ

福祉課  
☎0820(77)5505

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方  
 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方

- ・修業年限1年以上の養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
- ・過去に母子家庭高等技能訓練促進費を受給していない方

■対象となる資格

- ・看護師・准看護師
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・歯科衛生士
- ・社会福祉士
- ・調理師・製菓衛生師
- ・町長が町の実情に応じて認める資格

■給付金の支給額および支給対象期間  
 修業期間の内、最長3年間に支給します。

- ・高等職業訓練促進給付金
- ①町民税非課税世帯  
月額10万円
- ②町民税課税世帯  
月額7万5000円
- ・修了支援給付金(修了後支給)
- ①町民税非課税世帯  
5万円
- ②町民税課税世帯  
2万5000円

■給付金を受けるための手続き

高等職業訓練促進給付金を希望される方は、事前相談が必要で、面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

■問い合わせ

福祉課  
☎0820(77)5505

やまぐち三世同居・近居パスポート  
やまぐち三世同居・近居住宅支援事業補助金について

山口県では世代間の支えあいによる子育てしやすい環境づくりとして、新たに三世代での同居や近居(それぞれの住宅が同一小学校区内または直線距離で2km以内)を始め、住宅の改修などを行う方に対して経済的負担を軽減する制度を始めました。

詳細については、山口県のホームページもしくは山口県土木建築部住宅課住宅企画班まで、お問い合わせください。

■山口県ホームページ

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900>

■問い合わせ

山口県土木建築部住宅課住宅企画班  
☎083(933)3874

離職された方の生活の安定のために、県・市町離職者緊急対策資金

会社の倒産や事業の不振などにより、離職を余儀なくされた方の生活資金などを貸し付けていますので、ご利用ください。

■貸付対象者

- (次のすべてに該当する方)
- (1)県内に居住している方
  - (2)離職時の事業所に1年以上勤務していた方
  - (3)離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者又は雇用保険受給資格者であった方で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32および34である方に限ります。)で、離職後1年以内の方
  - (4)借入申込時、現に離職しており、かつ、ハローワークで求職活動を行っている方
  - (5)市町税を完納している方
  - (6)返済能力のある方

(注)確認書類として、雇用保険受給資格者証等の証明書が必要で。

■資金使途

大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金

■貸付限度額

70〜150万円

■償還期間

6〜10年以内

■貸付利率

年1.0%(別に保証料が必要)

■保証人等

連帯保証人1名(申込人と別生計の方)と(一社)日本労働者信用基金協会の債務保